

平成28年度 事業計画

社会福祉法人岡谷市社会福祉協議会

I 基本姿勢

超高齢社会や少子化、核家族化などにより、人と地域とのつながりが希薄になるなど、社会や家庭の様相は大きく変容し、経済情勢や厳しい雇用環境も相まって、生活困窮や低所得問題、虐待や権利擁護、社会的孤立の問題など、住民の抱える生活課題は複雑かつ深刻化し、地域に広がっています。

誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりを使命とする社会福祉協議会は、こうした今日的な福祉課題を受け止め、その解決に向けて、潜在化したニーズの掘り起こし、個別の支援、地域におけるネットワークづくりなど、社協の果たす役割は更に重要になってきております。

この時にあたり、岡谷市社会福祉協議会では、平成28年度から向こう6年間の活動指針となる、第3次岡谷市社会福祉協議会地域福祉活動計画を策定しました。

計画の基本理念「みんなで築く みんなの福祉 みんなの未来(あした)」を目指し、行政をはじめ、各区、地区社協、民生委員・児童委員、ボランティア、医療、介護保険事業所、企業等の関係の方々との連携を図り、市民の皆さんの参加のもと、市民自らが自立する「自助」、近隣の助けあいの「互助」、ボランティア、各種団体などによる「共助」と行政サービスなどの「公助」がそれぞれの役割を担い、連携・融合した地域づくり、福祉コミュニティづくり推進に向けた事業に取り組んでまいります。

また、介護保険制度の改正による新しい総合事業、社会福祉法人制度改革を見据え、新たな福祉課題に向き合い、地域や課題を抱える人と積極的に関わりを持ち、解決を図るための地域住民との協働の仕組みづくりのために、職員体制を強化するとともに、社協内においても各部門、事業間の連携を図り、社協全体が一丸となって、社会資源を最大限に活用、創意工夫し、より強化した組織のもと、地域福祉の新たな事業展開に取り組んでまいります。

II 事業の実施計画

基本目標1 地域福祉活動の輪を広げる

(1) 福祉意識の普及

- ① 市社会福祉大会の開催
- ② 県社会福祉大会への参加（長野市）
- ③ 社協だより「ゆめ」の発行（年12回・全戸配布）
事業、活動、福祉情報、ボランティア情報等掲載
- ④ 地区社協だよりの発行
地域住民に地区社協活動を周知するとともに、理解協力及び福祉活動への参加を促進するため地区社協だよりの拡充を図る。
- ⑤ 新聞等報道機関の協力
- ⑥ 福祉教材の貸出

- ⑦ 体験学習会の開催（手話、点字、車いす、アイマスク、高齢者疑似体験等）
地域、学校等へ出向き、より身近な問題として考えあう場づくりとして開催する。
- ⑧ こども福祉教室の開催（年9回）
こども(小学生から)にいろいろな学習、体験を通じて、社会活動への関心を高め、福祉に関わるきっかけとなるような講座を開催する。
- ⑨ 社会福祉推進校事業の推進
小中高14校（全校）を社会福祉推進校に指定し、活動への助言指導及び活動助成をすることにより、学校における福祉教育を推進する。
- ⑩ ボランティア活動体験事業
ボランティア活動へのはじめの一步を踏み出すきっかけづくりとしての体験学習会（サマーチャレんじ）を開催する。（対象者：中・高校生・専門学生・短大生・大学生・社会人）
諏訪地方6市町村で開催されることの周知を行う。
- ⑪ 親子福祉体験事業
親子で様々な体験をする中で、家庭内で共通の認識を持ち、地域福祉、ボランティア活動への関心を高めるため開催する。

(2) ボランティア活動への支援

- ① ボランティア連絡協議会との連携強化
- ② 企業ボランティア活動振興事業
市内の企業に対し、出前講座や研修会などへの参加依頼を通して、福祉への関心を高め、企業の社会貢献、企業ぐるみの福祉活動の推進を図る。
- ③ 地域福祉活動リーダー養成研修会
地域における福祉活動の担い手を養成する研修会を開催し、地域の活動を活性化する。
- ④ ボランティアコーディネート機能の充実・強化
- ⑤ ボランティア等に対する地域福祉活動振興補助事業の実施
- ⑥ ボランティア登録、斡旋、相談事業の充実
- ⑦ ボランティア保険の普及、加入
- ⑧ ボランティア総合相談
- ⑨ ボランティア及び災害活動者遺児育英資金
- ⑩ 6市町村手話奉仕員養成講座（41回シリーズで年1回）諏訪6市町村在住者対象
- ⑪ 手話奉仕員フォローアップ講座の開催（15回シリーズで年1回）
- ⑫ 要約筆記スキルアップ講座（PC、手書き）（14回シリーズで年1回）
- ⑬ 朗読ボランティア養成講座の開催（5回シリーズで年1回）
録音媒体のデジタル化に対応するための講座として開催する。
- ⑭ ボランティア祭りの開催
おかやボランティア連絡協議会との連携のもと、NPO法人、ボランティアグループ等の活動内容の発表の場づくりを行い、市民へのボランティア啓発を図る。

(3) 地区社協への支援

- ㊦ ① 地区社会福祉協議会の充実と活動の推進
基盤強化助成金
積極的に地区へ出向き、地区社協が実施する地域福祉活動を支援し、一体となって地域福祉の推進を図る。
- ㊦ ② 地区福祉二一ズ対応事業（福祉推進員事業）
各地区における福祉推進員の位置づけ、役割等をPRするとともに、福祉推進員と関係団体等ネットワークを作り、助けあい活動の振興を図る。

③ 地区地域福祉推進会議

地区社協役員、地区ボランティアグループ、福祉推進員、民生委員・児童委員、日赤奉仕団、消防団分団等による、地区地域福祉推進会議を開催し、ケース検討や問題解決に努め、小地域内での在宅福祉推進を図る。

④ 地区社協会長等視察研修の開催

⑤ 地区社協役員研修会の開催

⑥ 地区社協だよりの発行（再掲）

⑦ 地域福祉活動振興補助事業

地区社協が行う地域福祉活動に対し、事業費補助を行う。

(4) 社会参加への支援

① 地区主催「敬老事業」への助成

② 岡谷市高齢者クラブ連合会への支援

③ 高齢者の社会参加促進事業

「健康・友愛・奉仕」を基本精神とした各種活動への支援

④ 障がい者地域生活支援事業（市受託事業）

障がい者の自立と社会参加の促進を図る事業の推進

ア 手話通訳事業

イ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

ウ 障がい者IT講習事業（8回シリーズで年1回）

エ 声の広報発行事業（年12回発行）

オ 生活訓練事業

カ 芸術・文化講座開催事業

キ スポーツ教室開催事業

ク スポーツ大会開催等

ケ 福祉機器リサイクル事業

⑤ 岡谷市障害者福祉推進実行委員会による障がい者福祉推進

福祉バザー、ふれあいの集い、ふれあい祭り、おどり連の太鼓祭り参加、生活訓練、芸術文化講座、スポーツ教室、スポーツ大会等

(5) 福祉施設運営サービスの充実

① おかや総合福祉センター管理経営事業（岡谷市指定管理事業）

福祉施設としての大浴場、福祉風呂、温泉リハビリ施設や生涯学習施設としての研修室の適正な管理に努める。またランニングステーション、観光スポットとして、さらに幅広い利用の促進を図る。

② 地域活動支援センター管理運営事業（岡谷市委託事業）

働くことが困難な障害者の日中の活動を支え、社会参加の場を提供する。

職員の配置転換により、新たな利用者の開拓など、機能の充実を図る。

(6) 福祉活動の基盤整備

① 地域サポートセンター体制整備・拡充事業

区を中心として各種団体、ボランティア等が連携を深め、身近な福祉コミュニティ活動の拠点として、地域サポートセンターの機能充実を図る。またその活動を支援し、地域で活動する団体等との連携・融合を図る。

ア 研修会を通じ、地域サポートセンターの意義を再度確認し、共通認識のもと、活動の充実を図る。

イ 地域の特性を生かした活動活性化への個別対応

ウ 地域サポートセンター設置及び事業・活動に対する地域福祉活動振興補助事業の実施

② 各種団体への助成

基本目標２ 福祉サービスの利用を促進する

(1) 情報提供の充実

① 社協だより「ゆめ」の発行（年12回 全戸配布/再掲）

事業、活動、福祉情報、ボランティア情報等掲載

② ホームページによる情報掲載と充実

③ シルキーチャンネルの活用

④ 地区社協だよりの発行（再掲）

⑤ 新聞等報道機関の協力（再掲）

⑥ 福祉教材の貸出（再掲）

(2) サービスの提供

① 日常生活自立支援事業の推進（県社協委託事業）

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人の権利擁護を目的として、自立した地域生活が送れるよう福祉サービスの利用援助を行う。

生活支援員の増員、研修会参加等資質向上を行い、支援の充実を図る。

成年後見制度利用促進に向けて、地域包括支援センターとの連携を強化する。

・事業の仕組み

実施主体 県社会福祉協議会

基幹的社協 岡谷市社協

（業務の一部を受託し、岡谷市・下諏訪町管内を統括する）

② 金銭管理、財産保全サービス事業の推進（岡谷市社協単独事業）

高齢者や障がい者の方々が地域で安心して日常生活を送れるようにするために契約に基づき、日常的な金銭管理サービス等を提供する。

（日常生活自立支援事業と連携推進する）

③ 地区福祉ニーズ対応事業（福祉推進員設置事業/再掲）

(3) 福祉の相談窓口の充実

複雑多岐にわたる生活課題を受け止め、支援の入口として、関係機関はもちろん、福祉サービスにつなげる役割を果たすため、各種相談窓口の充実を図る。

① 福祉総合相談

月曜～金曜日 8:30～17:15 職員が福祉のあらゆる相談を受け付け、各関係機関等につなげる。

② 心配ごと相談

月曜～金曜日 8:30～17:15 職員が生活上の相談に応じる。

③ ふれあいおしゃべり電話

月曜～金曜日 8:30～17:15 職員が電話で相談に応じる。

- ④ 法律相談
年3回 弁護士による法律問題の相談に応じる。
- ⑤ 結婚相談事業
火曜・第1・3土曜日 10:00~16:00
第2・4木曜日 18:00~21:00
専任の相談員が対応に当たり、個別の見合い、登録者を対象にアンケートの実施と講座の開催、結婚相談登録者広報事業、パンフレットの作成、広告掲載等による相談所の周知を行い、相談機能、登録制度の充実を図る。
- ⑥ ハートリーフ事業
最良のパートナーとの出会いの場づくり（パーティー形式等）
- ⑦ ながの結婚支援ネットワーク・諏訪広域連合婚活事業への参加、協力
ながの結婚マッチングシステム等により広域的に婚活支援を行う。
- ⑧ ボランティア総合相談
- ⑨ 家庭介護相談
月曜~金曜日 8:30~17:15 職員が介護に関する相談に応じる。

(4) サービスの質の向上

- ① 苦情解決の対応
苦情に対して適切な対応により、利用者個人の権利を擁護するとともに、事業所の信頼や適正化の確保を図る。
- ② 第三者委員の設置
- ③ 介護事業所別の相談・苦情対応
- ④ 職員の資質向上のための研修会等への参加

基本目標3 住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるようにする

(1) 高齢者・障がい者在宅サービスの充実

- ① 生きがいデイサービス事業（市受託事業）
高齢者の引きこもり防止、またひとり暮らし高齢者の孤独感や疎外感を解消する等、高齢者が生きがいを持って地域で暮らせる支援事業を推進する。
- ② 有償在宅福祉サービス（家事援助）事業
高齢者や障がい者をはじめ、市民のみなさんが「ほんの少し手伝ってほしい」と思うようなとき、住民の自発的な参加により、会員相互でサービスを有償で提供し、その生活を支援する。
また協力会員を対象に研修会を開催し、資質の向上を図る。
- ③ 車いす移送車有償運送事業
バスやタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な高齢者及び障がい者等(車いす利用者を含む)の外出の利便を図り、社会参加の促進及び社会福祉の向上に資する。
- ④ 岡谷市いきいき生活支援サービス事業（ホームヘルプサービス/市受託事業）
介護保険サービス以外及び上乗せするサービスとして実施する。
ア 介護予防生活支援サービス（未認定対象）
イ 重症化予防生活支援サービス（要支援認定以上対象）
- ⑤ 安否確認（目くばり・気くばり）事業
地区福祉ニーズ対応事業と連動して、民生委員・児童委員等と協力し、町内のひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯・障がい者世帯等の見守り体制の整備を行う。

⑥ ふれあいの仲間づくり事業

小地域におけるふれあいの仲間づくりを地区社協と連携して推進する。
(会食会、配食会等)

⑦ ふれあいいきいきサロン事業

小地域、小グループを単位に「ふれあいいきいきサロン」の場づくりを進め、家庭に閉じこもらず皆で協調し、明るくいきいきと暮らせる住みよいまちづくりを推進する。

⑧ 友愛訪問

ひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者、介護者、障がい者等を対象に地区社協関係者が訪問交流し、安否確認、孤独感の解消等ふれあいネットワークを進める。

⑨ 家庭介護者の集い事業

介護者の交流並びにリフレッシュできる場を提供する。

㊦ ⑩ 介護者等サロン事業

ハイツ喫茶えいぶると連携し家庭で介護されている方々を対象にお茶を飲みながら気軽に集まれる場所を提供する。

⑪ 車いす移送車レンタカー事業

車いす使用者等の生活圏の拡大を援助し、地域福祉の向上を図る。

⑫ 車いす貸出し事業（介護保険適用以外）

⑬ 福祉機器リサイクル事業（再掲）

㊦(2) 介護保険事業・障がい福祉サービス事業の充実

より質の高いサービスの提供のため、職員研修、他事業所、地域包括支援センター等と連携し、サービス提供体制の充実を図る。また、介護保険制度改正、障がい福祉サービス報酬改定に対応し、新たなサービスに取り組むとともに、職員の配置転換による体制整備、事業の効率化を進め、健全経営に努める。

㊦ ① 新しい総合事業への対応

市と連携し、介護予防の新しいサービスの形を検討し、地域福祉と一体となって高齢者の在宅生活を支える事業を創造する。

② 居宅介護支援事業所（介護支援専門員による支援計画作成等）

要介護認定者の支援計画作成等を行う。

③ 介護予防支援業務（市受託事業）

介護予防認定者の支援計画作成等を行う。

④ 特定高齢者介護予防（市受託事業）

対象者宅を訪問し、生活機能に関する問題を把握、評価し、支援を行う。

⑤ 指定特定相談支援事業

障がい者のサービス等利用計画作成等を行う。

⑥ 訪問介護事業所（ホームヘルプサービス）

ア 訪問介護

イ 介護予防訪問介護

ウ 障がい福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護）

エ 実費利用支援サービス

⑦ 就労継続支援事業所（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対して、就労の機会提供と就労に必要な知識と能力の向上訓練を行う。

(3) 子育て支援サービスの充実

① 産後ママサポート事業（市受託事業）

産婦が体力を回復するまでの間、訪問員を派遣し、産後の育児・家事援助を行う。

- ② 育児ファミリーサポートセンター事業（保育/市受託事業）
安心して子育てができるよう、会員制による相互援助活動を行う。
ア 提供会員、依頼会員の募集、登録
イ 相互援助活動の調整
ウ 提供会員に対する講習会の開催
- ③ ひとり親世帯対策事業への助成と援護活動
- ④ 児童遊園地の新設、遊具等の整備助成事業
- ⑤ 親子福祉体験事業（再掲）

(4) 安全・安心な市民生活をサポートするサービスの充実

- ① 友愛訪問（再掲）
- ② 戦没者慰霊事業
- ③ 罹災者に対する見舞事業
- ④ 災害ボランティアの事前登録
- ⑤ 災害ボランティアコーディネーターの養成
- ⑥ 安否確認のための情報把握
- ㊦ ⑦ 支援協力体制の整備
平常時からの近隣住民相互の情報共有により、対象や方法を限定しない支援とともに、岡谷市災害時要援護者避難支援プランに基づき、市、区、地区社協等と連携し、災害時要援護者避難支援体制整備に取り組む。
東日本大震災以来つながりを持つ岩手県山田町との交流を通して、災害時における相互応援体制を築く。
- ⑧ 避難所運営の支援
- ⑨ 要援護者に対する応急活動
- ⑩ 被災者に対する生活支援
- ⑪ 長野県内社協災害時相互応援協定・諏訪ブロック社協における相互応援協定
・諏訪圏青年会議所との相互応援協定による協力体制の強化
普段から顔の見える関係づくりにより、有事に備える。
- ⑫ 生活福祉資金(災害援護資金等)の貸付の周知・活用促進
- ⑬ ボランティア及び災害活動者遺児育英資金（再掲）
- ⑭ 交通災害遺児等激励事業
- ㊦ ⑮ 生活困窮者サポート事業
貸付相談等を通して、金銭管理や貸付金の事業も視野に入れ、関係機関と連携し、物資の支給も含め、生活困窮者の生活の自立を支援する。
- ⑯ 助け合い資金貸付事業（市社協単独事業）
生活の自立を図ることを目的に、つなぎ資金として貸付を行う。
- ⑰ 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）
低所得世帯、高齢者世帯、障害者世帯及び離職者等を対象に、経済的自立、在宅福祉及び社会参加の促進を図るため、貸付を行う。
- ⑱ 生活改善事業への協力

(5) 健康の保持増進

- ① 高齢者の社会参加促進事業（再掲）
- ② 生きがいデイサービス事業（再掲）
- ③ ふれあいの仲間づくり事業（再掲）
- ④ ふれあいいいききサロン事業（再掲）

基本目標４ 社会福祉協議会の基盤を強化する

地域福祉のあるべき方向性を見極め、市民に信頼される社会福祉協議会を目指す。

(1) 組織の強化

① 新たな事業展開についての調査研究

国の動向を注視し、持続可能な事業について、調査・研究し、行政、関係機関等と連携を図る中で、新たな事業展開に取り組む。

② 職員体制の強化

地域福祉担当職員の増員、事業所間の配置転換とともに、各部門、事業間での連携を一層図り、一体的な事業推進体制を作る。

③ 社会福祉協議会職員の研修

職員が、社協全体を理解したうえで、それぞれの業務を進めるよう全体研修を通し、個々のスキルアップを図る。

④ 地域福祉活動計画の点検・評価

⑤ ホームページによる情報掲載と充実（再掲）

⑥ 会員の増強

岡谷市社協の役割、会費の使い道等、市民に充分理解されるよう努め、地区社協の基盤強化と活動の充実とともに、会員の増強を図る。

⑦ 諏訪ブロック内各社協との連携強化

(2) 財源の強化

① 岡谷市社会福祉協議会会費

② 赤い羽根共同募金運動

募金の充実と公正な配分に努める。

③ 岡谷市社会福祉協議会福祉基金及び準備基金

基金の効率の良い運用を図るとともに、福祉基金内に経営安定化積立金を設け、地域福祉推進のための職員体制強化の原資とする。

準備基金は、災害時等の緊急支援のため活用する。